

「巨樹と清流のまち・おくとま」奥多摩町への寄附のご案内



写真（奥多摩湖）

～「ふるさと納税」がはじまり、奥多摩町への応援の寄附をお願いします～

ふるさと納税制度とは、自分のふるさとや応援したい自治体など、居住地以外の地方公共団体へ寄附することで、個人住民税に対して5千円を超える寄附を行った場合に、5千円を超える部分について一定限度（個人住民税の約1割の額）までは、住民税と所得税を合わせて全額控除する制度です。

奥多摩町では、平成17年度策定の第4期奥多摩町長期総合計画において、まちづくりの将来像「人・森林(もり)・ふれあい三重奏 ～森世紀(しんせいき)ふるさとづくり 奥多摩～」と掲げ、人と人、「人と森林(もり)」、そして「人とまち」が優しくふれあい、だれもが健康で豊かな生活を送り、そして、みんなのふるさととなる、新しい時代、新しい森の時代を、この奥多摩の地で創造します。

そして、森林(もり)や山河と語り合いながら身に着けてきた、思いやりや協働の精神など、住民の健康増進や安全・安心、若者の定住対策、子育て支援を進めるとともに、森林セラピー事業を核とし、小さなまちが一丸となり「生涯健康で自立して共に生きる奥多摩町」を目指します。

ふるさと納税制度を活用し、森林セラピー事業を中心に、人のこころとからだの健康維持・増進を図る事業を一層推進してまいります。

皆さまのご支援とご協力をお待ちしております。

「森林セラピー事業」とは

森に足を踏み入ると、一面に緑が覆い、木々や土が香り、森に息づく命や力を感じることができます。その力は私たちを癒し、リラックスさせてくれます。

森林の持つこれらの癒し効果は、これまでも「森林浴」として親しまれてきましたが、「森林浴」の効果については感覚的にしか語られてきませんでした。そこで、「森林浴」の効果を実験的に解明し、心と身体の健康に活かそうという試みが「森林浴」から一歩進んだ「森林セラピー」です。

町では、森林の効能を利用し、人の心と身体の健康維持・増進を図る事業である森林セラピー事業に平成19年1月23日「森林セラピー基地」(1)として申請を行い、その後、生理実験(2)や現地調査の課程を経て、平成20年4月4日「森林セラピーステアリングコミッティ」の審査の結果、東京都初の森林セラピー基地として認定を受けました。

〔基地名〕おくとま巨樹に癒される森

〔ロード〕5本

奥多摩湖いこいの路

延長1.2km、小河内ダム堰堤～山のふるさと村までの南側遊歩道。

香りの道「登記トレイル」

延長1.2km、奥多摩総合運動公園上部の森林に新たに整備する歩道。

国立千葉大学に研究委託を行い、森林セラピーのさまざまな活動が行える設備などを整備する「日本初の森林セラピー専用ロード」。

完成は平成22年3月末を予定。

川苔谷、百尋ノ滝探勝路

延長1.8km、細倉橋～百尋ノ滝の間の登山道。

奥多摩むかし道

延長9km、JR奥多摩駅前～奥多摩湖付近までの旧道。

鳩ノ巣溪谷遊歩道

延長2.5km、JR鳩ノ巣駅下の鳩ノ巣溪谷～海沢までの南側遊歩道。

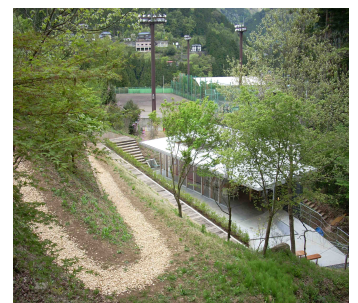
1 森林セラピー基地とは

複数の歩道と医療や宿泊施設などの関連施設が整備されていることが条件となっています。

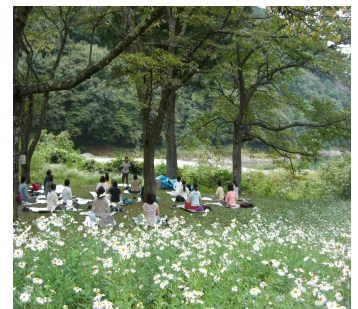
2 生理実験とは

地域の森林が、人の体に良い効果があるか検証するため、森林セラピーロードとして申請した歩道と景色を眺める実験を行い血圧、脈拍、アミラーゼなどの生理測定と筆記による心理状況の実験を行うものです。

この実験によって、科学的な効果が実証されないと認定されません。町では、この実験を奥多摩湖いこいの路とJR立川駅南口駅前平成19年9月に行いました。



香りの道「登記トレイル」



「奥多摩湖いこいの路」

このような経過を経て、今後は、保健・医療、宿泊、ガイド作業体験、地場産業食材、ロード整備等関係者や住民皆様と協働して、町が持つ森林資源、溪谷、温泉、湧水、山野草等自然の地形や恵みを総合的に活用し、町民皆様ならびに都市住民の生活習慣病予防や心と体の癒しと健康増進を図ることと、活力のある地域振興の推進のため、さらなる応援をお願い申し上げます。

【特典】寄附をしていただいた方に対して、特典があります。

奥多摩温泉「もえぎの湯」の無料招待券10枚

奥多摩絵図

【寄附金控除対象額】

[住民税(税額から控除されます。)] +

基本控除額 : (寄附金額 1 - 5千円) × 10%

特例控除額*2 : (寄附金額 1 - 5千円) × (90% - 所得税率 3)

[所得税(所得から控除されます。)]

(寄附金額 1 - 5千円) × 所得税率 3

1 : 1月～12月の寄附金合計額。

2 : 住民税所得割額の1割が限度。

3 : 所得税率は課税所得金額に応じて 0～40%。

【寄附の申し込み方法】

寄附は1件5,000円から受け付けております。

寄附申込書を下記によりダウンロードして必要事項を記入し、

1) 郵送 2) ファックス 3) 電子メール のいずれかの方法で、

奥多摩町役場企画財政課まで提出してください。

寄附申込書(別紙1様式)

折り返し、寄附金の納付方法をご連絡いたします。

寄附金の納付について、下記の3つの方法よりお選びいただきます。

1) 町が発行する納付書により、指定された金融機関から寄附する

2) 定額小為替、現金書留で送金する

3) 役場の窓口へ直接寄附する

[問い合わせ先]

奥多摩町役場 企画財政課財政係

住所：〒198-0212 東京都西多摩郡奥多摩町氷川215-6

電話：0428-83-2111(代表)内線19

電子メールアドレス：zaisei@town.okutama.tokyo.jp

寄 附 金 申 込 書

— 金 _____ 円也

上記のとおり、奥多摩町に対して寄附したいので申し込みます。

奥多摩町長 様

〒

住所 _____

氏名 (団体名) ふりがなも記入してください

連絡先 電話 _____

E -メール _____

上記寄附金の使途の指定内訳

事業の区分	寄附口数	寄附金額
森林セラピー事業を核に、森林セラピー基地局や5つのロードなど、「巨樹に癒される森」の整備及び活動事業	____ □ × 5,000 円	円
森林を適切に管理、自然環境並びに地域の景観を保全し、活用するための事業	____ □ × 5,000 円	円
事業を指定しない(町におまかせ)	____ □ × 5,000 円	円

注：上記の寄附口数、寄附金額欄も必ずご記入ください。

原則1口5,000円以上とさせていただきます。

使途内訳に記入がない場合は、町におまかせとさせていただきます。

希望する送金方法 いくつかの に、レ印又は をお願いします。

町が発行する納付書により、指定された金融機関から寄附する。

定額小為替、現金書留で送金する。

役場の窓口へ直接寄附する。

個人情報の取り扱いについて

氏名(又は団体名) 住所(市町村名まで) 寄附額、使途内訳の情報について、事業報告書や広報などでの公開を希望しますか。

どちらかを で囲んでください。

希望する ・ 希望しない

【送信先】

〒198-0212 東京都西多摩郡奥多摩町氷川2-1-5-6 奥多摩町役場 企画財政課 財政係

電話/0428-83-2111(代表)内線19 FAX/0428-83-2344 E-mail: zaisei@town.okutama.jp